

第26回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成28年6月3日（金）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島地方・家庭裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

荒木貢，伊藤恵美，追分富子，小川直人，川口政明（委員長），川村政史，坪井有子，橋本泉，長谷川珠子，吉川毅一（五十音順，敬称略）

2 説明者

川井事務局長，鈴木首席家庭裁判所調査官，高橋首席書記官，松山次席家庭裁判所調査官，館山家庭裁判所調査官

3 係員

門脇総務課長，山口総務課広報係長

第4 開会等

1 開会

2 委員長挨拶，委員の交代，新任委員の紹介等

第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長，○委員，□説明者）

1 子どもを巡る紛争について～面会交流を中心として～

○ 以前，この委員会で見学した児童室が非常に印象に残っていたところ，身近な人から面会交流という言葉聞いた。いろいろ調べてみた結果，家庭裁判所においてウエートの高い事件になりつつあると知った。面会交流は子どものためのものだと理解しているが，福島家庭裁判所管内の現状や課題のほか，どのような困難さを感じながら行っているのかなどを伺いたいと思い，このテーマを提案した。

□ 説明の前に，DVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければな

らないこと」のドラマ編の一部を上映した。

家庭裁判所における子どもに関する事件は多数あるが、その中でも、夫婦の紛争に子どもが巻き込まれた場合、実務上、紛争解決に困難を伴っているのが面会交流である。

面会交流とは、子どもと離れて暮らす親（別居親）が、子どもと直接会って交流したり、面会以外の方法によって意思疎通を図って交流することをいう。

面会交流は大事なものと考えられており、離婚後も双方の親から引き続き愛情を受けることで、子どもの自尊心を向上させることにつながるなど、心理社会的な適応をもたらすという心理学等の知見が基礎となっている。

なお、従前、面会交流に言及した条文は民法にはなく、子どもの監護に関する処分の一内容として、家庭裁判所が調停及び審判の対象としてきたが、平成24年の民法改正によって、第766条に明確に盛り込まれた。

面会交流が家族の間で実際に問題となるのは、別居や離婚などにより、父母のどちらかが子どもと離れて暮らすようになった場合である。

話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所に面会交流の調停や審判を申し立てることができる。家庭裁判所では、基本的に、子どもの健全な発達のため、父親及び母親との双方の交流や接触を続けることが必要であるという考えの下に進めている。父母間の紛争や離婚により子どもも精神的影響を受けるが、一緒に暮らしていない親との面会交流によって、子どもは双方の親から愛されているという安心感を得ることができ、親の離婚による不安等を解消することができる。ただし、面会交流を実施することが子どもの平穏な生活や精神的・情緒的安定を揺るがし、ひいては子どもの健全な成長を妨げるおそれがある場合、面会交流は禁止又は制限を受けることがある。

近年、面会交流事件は急増しており、困難なケースも多くなってきている。離婚自体が増加していることに加え、少子化により、数少ない子どもへの親や親族の関心が集中していること、父親の育児への関心が高まっていること、当

事者の権利意識が高まっていること等が考えられる。このような中、親自身の問題として、面会交流が子どものためという視点が乏しく、自分の気持ちや都合を優先してしまいがちであったり、同居している間、不適切な関わりをしていた親が、離婚後の面会においても自身の関わりを振り返ることができなかつたり、再婚により子どもの生活の基盤が変化したことを尊重できなかつたり、面会交流の実施や回数を養育費の金額や離婚の条件にしてしまう場合がある。さらに、子どもが同居している親の言動を見るなどして、別居する親を拒否するようになったり、父母が顔を合わせることをそのものを嫌う場合もある。

家庭裁判所の調停では、困難な事案についても、各事情に合わせ、面会交流の実現に向けた取組を行っている。まず、父母に面会交流の意義を理解してもらい、子どもの福祉に目を向けてもらうための取組として、「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」というDVDやリーフレットを活用している。父母がこだわっている点や不安に思っている点は様々であるため、DVDを見てもらう際に、当事者の受け止めや気づきを整理しながら、個々の働き掛けも行うようにしている。

家庭裁判所では、子どもの福祉につき、行動科学の知見を活用した調停や審判を行うため、家庭裁判所調査官という専門のスタッフを配置している。家庭裁判所調査官は、面会交流の調停又は審問において、子どもに負担のない面会交流の方法を検討するため、子どもの生活状況や心身の状況について調査し、裁判官や調停委員会に報告している。また、当事者だけでは円滑な面会交流をすることができない場合、裁判所の家族面接室で親子交流を行い、より良い面会交流の方法を検討している。こうした調査を通じて、当事者の気づきや成長を促し、面会交流を困難にする事情を少しずつ解消・整理していくことになる。

上記説明を踏まえ、児童室を案内した。

- 児童室は、どの程度活用しているのか。
- 子どもの調査も行っており、それも含めると月に1、2件である。

- 児童室で面会交流を行う際、隣の部屋で見ていることを面会交流を希望する親や子どもには伝えているのか。
- 事案に応じて、見てもらう場合とそうでない場合があるが、見る場合には伝えている。
- 面会する方の親から、見られると、子どもと自然に接することができないから見ないでほしいと言われることもある。その場合、監護している親は、非監護親と子どもがどのように面会しているのか分からないので、そのような場合は、家庭裁判所調査官がその様子を観察し、その結果報告を受けた監護親が安心するというケースもある。
- 子どもはとても敏感なものである。いがみ合っていた両親が、離婚後、子どもとの月一回の面会交流をするようになってから、これまでいい子過ぎるほどだった子どもが、むしろ子どもらしく生き生きと振る舞えるようになった例を見たことがあった。そういう例を見ると、面会交流は子どもにとって非常に大事なものであり、いがみ合っている両親の中で過ごすよりは、的確な面会交流の中で接していた方が良い結果になることもあると思った。
- 家庭裁判所に持ち込まれる面会交流事件は、魂を削りながら向き合わなくてはならないものが多い。親の意識として、離婚までは対立関係でいたとしても、離婚後は共通の子どもの親として協力していこうと思うことができればいいのだが、面会交流がうまくいかないケースは、親の対立関係がまだ続いており、相手に対する憎しみや不信感が続いている事案が多い。親の紛争が続くと、結局は子どもが被害に遭う。調停委員会、家庭裁判所調査官、裁判官も子どものために何とかしたいと思うが、親の理解が不足していると困難さを伴うことが多い。
- 面会交流事件では、親が、これからは違う関係なのだと切り替えることができるかどうか大きい。親にDVDを見てもらい、映像の力によって、自分の思いと子どもの思いに気付くことができれば、うまくいくこともある。

- 子どもがある程度大きくなると面会交流の内容も変わると思うがどうか。
- 例えば、子どもが三人いれば、三人三様である。高校生くらいになれば、自分の意思で面会することもあるが、小学生くらいまでは親が連れて行く必要がある。
- 面会交流の調停では、子どもが何歳までという制限はあるのか。
- 制限はない。現状としては、高校生以上になれば、いくら会わせろと言っても、子どもは自分の意思で行くかどうかを決められるので、あまり問題になることはない。その年代だと、むしろ養育費などが問題になることが多い。
- 同居している親が反対しているにもかかわらず、同居していない親が子どもを無断で連れ出したら、子どもが遊びに行きたいと言ったからといっても、連れ去りになると思うが、連れ去りに当たるかどうかは、子どもの年齢によっても異なるのか。
- 略取、誘拐になりかねないものの、ケースバイケースになると思う。目安となるのは、例えば、親権者の指定や変更の審判をする場合、子どもが15歳以上であれば、子どもの意思を尊重するため、本人の意見を聞かなければならないことになっている。15歳未満の場合は、精神世界が親と共通であるなど、自我が確立していないことが多く、区別がつかないということもあるかもしれない。
- 親権と面会交流とは、どのような関係に立つのか。
- 親権については、未成年の子がいる夫婦が離婚するときには、親権者を指定しなければならないと民法上定められている。これに対し、面会交流については、離婚前でも、父母の別居などにより、問題となる場合がある。それでは、親権者を決める際に面会交流はどのような意味を持つのかと言うと、親権者になろうとする親に対して、面会交流をさせる認識がある親かどうか、ひいては子の福祉に沿う考え方ができている親かどうかというのが、親権者を決める大きな要素となっている。日本の家庭裁判所の実務では、親権者と監護権者とを

分離する考え方を採っていない。どちらか一方を親権者とし、もう一方を監護権者とするような、親の都合で痛み分けにするような主張をしてくる方がいるが、それは、多くの場合、子の福祉を害するという意味で適切ではない。

- 外国では、離婚しても共同親権を取る国もあるが、日本では単独親権であり、親権者が監護もするという前提である。非監護親が面会交流を求めてくることになるが、子どもにとって何が一番良いかということを考え、調整することになる。
- 実際の事件を見ていると、親は、自分の親からどう育てられたかということが根本にあるため、その親自身は自分の行いを愛情だと思い込んでいる場合があり、難しさは根深い。
- 離婚する際に養育費を決めると思うが、履行されない場合、病院にも行けないという事例を聞くことがある。親としての心構えをきちんとしてから結婚してほしいものだと思う。
- 調停、審判や判決で決まった養育費が履行されない場合、強制執行もありうるが、強制執行以外では履行勧告という手続がある。家庭裁判所に申出があると、家庭裁判所調査官が履行状況を調査し、履行を促すものであるが、これによって履行が確保されることもある。面会交流も養育費も子どものためのものであるが、親が会わせないから払わないとか、払ったのに会わせてもらえないなどと言ってくることもある。結局子どもが非監護親と会えなかったり、養育費も支払ってもらえなかったりする。とばかりを受けるのはいつも子どもであることを思うと矛盾を感じる。
- 弁護士として、養育費の支払いの件で相談を受けることがあるが、説得して払わせるようにしている。「離婚後の親子のつながりは実態として養育費の支払いしかない中で、子どもが成人してから、自分は親から見捨てられたと思うか、愛情があったと思うかを子どもが判断する唯一のものなのだ。」と話すと、支払いを拒む親はいなかった。

- 先ほどのDVDを別の視点から見ていた。共働きの夫婦が子を持ったとき、お母さんだから当たり前などという固定的な役割分担意識があるから、夫婦の心が離れていったのではないかと感じた。いずれにしても、巻き込まれるのは子どもである。子どもには両親のどちらかを選ぶことはできない。

2 ワーク・ライフ・バランスについて

- 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の法律では、事業主に対し、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を義務付けている。裁判所では、裁判官に占める女性の割合が約2割、職員に占める女性の割合が約4割という状況になっており、職員採用試験からの採用者全体に占める女性割合が5割を超えているため、女性職員の割合は今後も増加することが予想される。そのため、裁判所でも、女性の活躍の推進に取り組み、子育てや介護を担う男女を含む組織全員の力を最大限発揮できるようにする必要があり、ワーク・ライフ・バランスの実現はまさに喫緊の課題と言える。

裁判所では、次世代育成支援対策推進法に基づき、5年ごとに裁判所特定事業主行動計画（いわゆるアクションプラン）を策定し、裁判所全体で、制度の周知及びその活用の促進のための勤務環境の整備を進めてきた。このアクションプランは、本年3月からは、女性活躍推進法に基づくアクションプランと一体的に策定されている。

アクションプランでは、具体的に数値目標を掲げて取り組んだものがある。男性の育児休業の取得率に関しては平成22年以降の計画期間の全ての年度において目標である7%を達成している。男性職員の3日以上の子育て参加休暇の取得率は、平成26年度において62.5%となっており、平成22年度の37.2%の約1.7倍まで上昇し、目標である80%に近づいてきている。このような中、平成32年度までには、男性の家庭生活への関わりを推進するため、男性職員（裁判官を含む。）の育児休業取得率については20%、3日以

上の育児参加休暇取得率については引き続き80%とすることを目標とした。このほか、配偶者出産休暇については、その取得率を90%とすることを目標としている。

福島家庭裁判所でも、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働き方そのものを見直していこうという共通認識のもと、地裁と連携しながら取り組んでいる。職員に対して、職場ミーティングで話題にしたり、日頃の具体的な事務処理を通じて事務の効率化や簡略化を意識するよう働き掛けを行っている。各部署の実情に応じて様々な取組が行われているが、例えば次のような取り組みを行っている。

- ・ 毎週水曜日を全庁一斉定時退庁日として、職員に対し定時退庁を呼び掛ける。
- ・ 年次休暇について、ゴールデンウィーク及びその他の連休並びに夏季における連続休暇の取得を促進する。
- ・ 不要不急の残業は極力しないよう、午後7時以降残業する場合は管理職員に事前に申告させ、残業の可否等について管理職員からアドバイスを受ける。
- ・ 会議・打合せから少しでも無駄な部分を減らす取組として、出席者の選別を意識するとともに、会議等の冒頭で終了予定時刻を確認する。また、連休が取りやすくなるよう、月曜日（特に午前）や金曜日（特に午後）にはできるだけ会議等は入れない。さらに、定時退庁が実践できるよう、緊急案件でない限り、午後4時以降に会議等は入れない。

また、仙台高裁管内では、「ハタラキナビ」というニュースレターを定期的に発行して、職員に対し周知している。ねらいは、職員一人一人が共通の認識をもって働き方改革に継続的に取り組んでいく一助となるよう、また、ワーク・ライフ・バランスを具体的にイメージしてもらおうというところにある。

ワーク・ライフ・バランスに関連した取組としては、今年4月から、裁判

所職員にもフレックスタイム制が導入されている。まだ始まったばかりであり、申請する職員は少数だが、今後増加しても、司法サービスへの支障を生じさせることのないよう配慮しながら進めていくことになる。

- 残業を減らすことによって、効果はどの程度なのか。仕事が溜まるとか、職員を増やす必要が出てくるなどという弊害はないのか。
- 一方で生産性を上げていくことは当然必要である。
- ミーティングや研修などを通じて周知に努めた結果、職員には、事務本来の目的に適った事務処理をして、できるだけ早く帰ろうという意識は浸透してきている。例えば、裁判所の事務の中で比重の大きい文書の作成に関しても、以前よりは、簡潔に、分かりやすく、スピーディに行うよう、効率性に対する意識を高めている。各種の休暇取得状況に関しても、以前は周囲に気兼ねして取得しづらいという空気があったが、現在は管理職が率先して取得するほか、部下職員間の業務の調整を行ったりすることで休暇取得を促進し、結果として数値目標を達成し、効果を上げてきているところである。
- フレックスタイム制について伺いたい。当社でも、早朝の方が能率が上がるということで、例えば、朝6時に来て夕方3時に帰宅するなどのフレックスタイムを検討しているところである。
- 一般の職員向けとしては、通常午前8時30分始業のところを、午前8時45分以降に後ろ倒しにするフレックスタイム制である。
- 事務仕事であれば、効率を良くすることは可能だと思うが、人に対するサービスについては、なかなかそうはいかないのではないかと思う。どのように調整しているのか。
- 事件処理など、マストの部分については、午後5時以降でもやらなくてはならないものも当然にある。それ以外の事務に関してはメリハリを付けて執務に当たってもらっている。
- 外部に対するサービスの質を低下させてはならない。

- 若いころは、必死に働いていた。現在は、私の職場でもワーク・ライフ・バランスの意識が確立されてきており、とても変わったと感じている。以前は、真夜中まで仕事をして、夜中の12時からミーティングをしたり、自分の結婚式に出られなくなるのではと思うほどの忙しさであったが、その当時は勉強にもなったし、それはそれで楽しかった。組織としてこのような枠を設けなければならないことは理解できるが、その中で失われていくものもあるのではないかと思う。
- 確かに、ワーク・ライフ・バランスは、まさにバランスの問題であり、現時点ではワークにウエートを置きたい、という人もいるはずなのに、ワークとライフをハーフハーフにしなければならないといった風潮にあるのが気になる。
- 家庭を持っている人と持っていない人、子どもがいる人といない人など、人はそれぞれである。仕事と生活のバランスも必ずしも半分半分にしなくてはならないわけではない。仕事を含め、自分の生活を楽もうというのがワーク・ライフ・バランスである。仕事が楽しいことは良いことだが、かと言って、長時間労働が良いわけではない。過去の成功体験があるかもしれないが、長時間労働している人が偉いのかということそうでもない。合理化できることは合理化するなどして余った時間を自分の好きなことやこれまで関係ないと思っていた世界に足を踏み入れると楽しいかもしれない。自分の人生は一度しかないし、仕事一辺倒ではなく、いろいろなことに関わるのがより良いのではないかと思う。
- 企業側から見ると、ワーク・ライフ・バランスは人材確保の面から非常に重要である。以前は、学生が企業を選ぶ際、給料がいいとか、ネームバリューなどが判断基準の上位であったが、現在は、休めるときにきちんと休める企業なのか、地域の中でどんな役割を果たしているのかなどを選定の際の一番に挙げてくる。少子高齢化により、組織も高齢化していく中で、コンプライアンス上、これらを狙上として作り、組織として保証しておかないと人材を確保できない

のが現状である。

第6 次回（第27回）開催について

1 日時

平成28年11月9日（水）午後1時30分とすることです承された。

2 テーマ

（追って定める。）

第7 閉会

以 上